

第2回スタートアップ政策推進分科会 内閣府資料



内閣府地方創生推進事務局
2026年3月

国家戦略特区制度を活用したスタートアップの創出・育成の促進

- 国家戦略特区制度を活用し、地域における成長・イノベーションの担い手となるスタートアップの創出・育成を促進
- スタートアップの**人材・資金の確保に資する特例メニュー**や、**創業手続きの円滑化を図る支援メニュー**について、さらなる活用を促進

スタートアップの創出・育成を促進する特区の特例・支援メニュー

開業ワンストップセンター

起業の促進・手続きの負担軽減

起業する時に必要な、登記・税務・年金、定款認証など各種申請の窓口を集約。各種手続きの相談・対応支援を総合的に実施。地域のインキュベーション施設に併設されているところも多い。現在全国9区域（12か所）に設置。

雇用労働相談センター

労使間トラブルを未然に防ぐ

スタートアップ企業などからの、雇用ルールや労務管理に関する相談に対して、弁護士や社会保険労務士が対応。全国8区域に設置。

人材流動化センター

官民の垣根を超えた人材移動の柔軟化

国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、労働市場の流動性向上、特にスタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。全国5区域（6か所）に設置。

創業者の人材確保の支援に係る 国家公務員退職手当法の特例

官民の垣根を超えた人材移動の柔軟化

国家公務員の企業への転職を促進し、創業者の人材確保を支援するため、スタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の勤続年数を通算する特例。



海外の優秀なエンジニアの 在留資格審査の迅速化

IT・半導体関連産業における人材確保

自治体による企業の経営状況や業務内容の確認などを要件に、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その期間を明確化する特例。



ベンチャー・ファンドへの出資に係る 規制の緩和

スタートアップへの投資機会・成長資金の供給の拡充

スタートアップへの投資機会や成長資金の供給の拡充を促進するため、国家戦略特別区域内に主たる営業所又は事務所を有する者が行う**プロ向けのベンチャー・ファンドの販売**などについて、**M&AやIPOなどの実務経験のある者などによる出資額の制限を除外**する特例。



さらなる活用の促進のため、情報発信の強化を図るとともに、スタートアップによる新産業創出や新技術の社会実装に必要な規制・制度改革提案を募集し、その実現を後押し

国家戦略特区等における規制・制度改革提案の集中募集について

内閣府地方創生推進事務局では、日本成長戦略の実現や、地域未来戦略の推進に資する取組の加速化に向け、地域未来戦略の枠組みの下、産業クラスター形成や地域活性化につながる重点分野を設定した規制・制度改革提案の集中募集を実施する。

1. 提案主体

地方公共団体、民間事業者(スタートアップを含む)等

2. 募集期間

【一次締切】2026年3月31日(火)17時まで

【二次締切】2026年4月30日(木)17時まで

3. 募集する規制・制度改革提案

- (1) 「地域未来戦略の策定に向けた考え方」で示された<<戦略産業クラスター>><<地域産業クラスター>>の形成や<<地場産業支援>>に資するもの
- (2) 日本成長戦略における「危機管理投資」「成長投資」の戦略17分野に係る戦略的投資促進につながるもの
- (3) 国家戦略特区に指定されている区域での取組を加速するもの

※産業クラスター形成等につながる集中募集を実施するとの趣旨に照らし、地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案、また、大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に取り扱う。

4. 提案の取扱い等

- ・いただいた規制・制度改革提案については、順次、規制所管省庁への検討要請を行うとともに、必要に応じて、国家戦略特区等ワーキンググループでヒアリングを行う。
- ・必要に応じて、規制改革推進会議をはじめとする規制・制度改革関連制度の所管省庁や内閣官房地域未来戦略本部事務局、日本成長戦略本部事務局等に情報提供の上、連携を図りながら検討を行う。
- ・提案内容、規制所管省庁との協議状況等を踏まえ、必要と認める場合、新たな区域指定を行うことがある。

